主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

高等裁判所が上告審としてなした終局判決に対しては、その判決に憲法の解釈の 誤あることその他憲法の違背あることを理由とするときに限り、当裁判所に上告を なし得ることは民訴四〇九条ノ二第一項の定めるところである。ところで本件上告 理由中公開に関する点は、原審の不公開を主張するものでないから、上告理由とし て不適法であり、その他は違憲をいう点もあるが、その実質は単なる法令違背を主 張するに帰し、特別上告適法の理由とは認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | λ | 江 | 俊 | 郎 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官    | 真 | 野 |   | 毅 |
| 裁判官    | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官    | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |